

旭川空港周辺の建造物等設置制限について（空港制限表面）



旭川空港周辺では、空港に離着陸する航空機の安全を確保するために周辺の一定区域(下図の赤枠内)を障害物が無い状態にしておく必要があります。

そのため、航空法で「制限表面」を設定し、次に示す行為に制限を設けています。

※詳細は①『制限表面について』をご覧ください。

建造物等設置制限

制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件（テレビアンテナや工事用クレーン等も含まれます）を設置・植栽・留置することを禁止しています。

これらに違反すると、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対して、除去を求めたり（航空法第49条、第56条の3）、50万円以下の罰金（航空法第150条）に処されることがあります。

そのため、空港周辺で建築物等を設置する場合には申請が必要です。

※申請書は②『旭川空港周辺における物件の制限等について（照会）』をご覧ください。

(提出先)

北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所

e-mail : AKJ@hokkaido-airports.co.jp

※件名に「制限表面申請について」とご記載ください。



ご不明点は、

電話 0166-83-2200 までお問い合わせください。

(2)無人航空機(ドローン・ラジコン・農薬散布ヘリコプター等)飛行制限

有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域（制限表面等、空港等の周辺の上空の空域）で、無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されています。

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、航空法第132の2に従わなければなりません。これらに違反すると50万円以下の罰金（航空法第157条の4）に処されることがあります。

無人航空機の重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要です。

※依頼書は③『無人航空機の飛行に関する調整依頼書』をご覧ください。

(提出先)

北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所

e-mail : AKJ@hokkaido-airports.co.jp

※件名に「無人航空機調整依頼について」とご記載ください。

飛行の高さが制限表面を超えるか不明な場合は、電話 0166-83-2200 までお問い合わせください。

また、飛行の高さが制限表面を超える場合は、旭川空港の許可を得てから、飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。

(連絡先)

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL:050-3198-2865 FAX:03-5756-1528

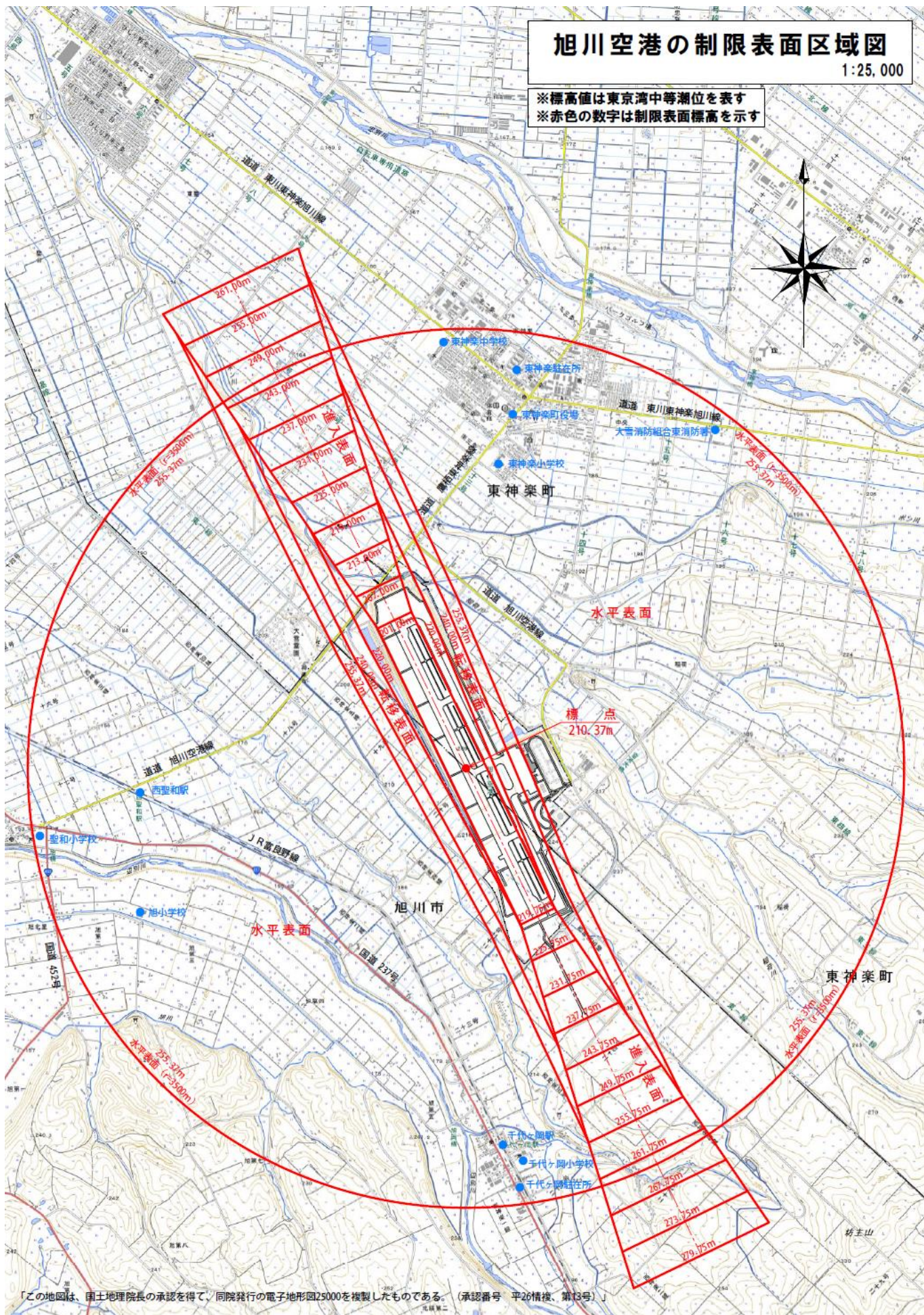
e-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp



旭川空港の制限表面区域図

1:25,000

※標高値は東京湾中等潮位を表す
 ※赤色の数字は制限表面標高を示す



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平26情発、第13号)」